

(略)

東京都監査委員	鈴 木 章 浩
同	小 山 くにひこ
同	茂 垣 之 雄
同	後 藤 靖 子
同	小 粥 純 子

令和 6 年 7 月 1 3 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、東京都公安委員会名義によらない運転免許証更新のお知らせのはがき（以下「本件はがき」という。）は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「道交法」という。）に基づいて都道府県公安委員会が免許を現に受けている者に対し送付することとされている書面には当たらないから、警視庁がこれを郵送したことは不要なことであり、本件はがきの印刷・印字及び郵送に要した費用（以下「本件費用」という。）の支出は不当であるとして、その損害補填等を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

道交法の定めによると、自動車及び一般原動機付自転車を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならないとされ（第 8 4 条）、免許は、運転免許証（以下「免許証」という。）を交付して行うものとされる（第 9 2 条）。また、免許証には有効期間が定められており（第 9 2 条の 2）、免許証の有効期間の更新

(以下「免許証の更新」という。)を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の1月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間(以下「更新期間」という。)に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書を提出しなければならないとされる(第101条第1項)。そして、公安委員会は、免許を現に受けている者に対し、更新期間その他免許証の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項を記載した書面を送付するものとされる(第101条第3項)。

ところで、東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程(令和2年3月30日都公委規程第5号。以下「本件規程」という。)によると、警視總監、主管部長、主管課長又は警察署長(以下「警視總監等」という。)は、別に定めるもののほか、別表に定める法律、条例等に基づく東京都公安委員会の権限に属する事務のうち、重要特異な事項を除き、その事務を処理することができ(第2条)、道交法第101条第3項に基づく免許証の更新申請に係る書面の送付事務は、同表第3に規定されている。そして、本件規程により事務を処理する場合は、全て公安委員会名をもってこれを行うこととされている(第3条)。

本件費用の支出が不当であるとする請求人の主張の根拠は、道交法第101条第3項に基づく書面の送付は、本件規程によれば、全て公安委員会名をもってこれを行うとされているのだから、東京都公安委員会の記載がなく、都道府県公安委員会とは別組織である都道府県警察(警察法(昭和29年法律第162号)第36条及び第38条参照)である警視庁運転免許本部免許管理課の記載がある本件はがきは、道交法第101条第3項に基づく書面とは認められず、同課は法令等に基づかない不必要な書面を発送しているというものと解される。

本件はがきについてみると、東京都公安委員会名の記載はないが、道交法第101条第3項に定める書面(以下「更新連絡書」という。)は、公安委員会が、免許を現に受けている者に対し、同条第1項の免許証の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項を記載した書面であるところ、「運転免許証更新のお知らせ」と表記された本件はがきには、同条第3項の記載事項である更新期間や優良運転者に該当することとなる旨の記載、更新場所や手数料等が記載され、本件はがきは免許証の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るための更新連絡書そのものであると言える。そして、本件規程により公安委員会の権限に属する事務を警視總監等が処理する場合は公安委員会名をもってこれを行うこととされているが、本件規程において、公安委員会の権限に属する事務を警視總監等が処理し得るとされた趣旨は、一般私人の権利に重大な影響を及ぼす

不利益処分等を除き、事務が多く、かつ、処理の迅速を要する等真にやむを得ない事項について、公安委員会が自らの責任においてその事務を警視総監等に処理させることとしたものであり、この趣旨に鑑みれば、免許証の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るための本件はがきに東京都公安委員会名の記載がないことをもって、直ちに、本件はがきの有効性が否定されることにはならないと解される。

そうすると、請求人が主張する、本件はがきに東京都公安委員会の記載がないことについては、同はがきが更新連絡書に当たらないとする理由を摘示していることにはならないから、請求人の主張は、本件費用の支出が不当な支出であったことを、具体的かつ客観的に摘示したものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。